

認定看護師・専門看護師教育における研修が算定要件に該当する診療報酬項目一覧

令和8年度診療報酬改定において、新たに追加となった項目は網掛けで記載しています。

○地域医療体制確保加算2

○心不全再入院予防継続管理料1、2

区分番号	診療報酬項目	研修要件該当		参考資料(厚生労働省発出) ◆認定看護師・専門看護師教育の研修が算定要件に該当する旨を示す資料 □診療報酬点数に関する資料 ■施設基準等に関する資料
		●認定看護師	○専門看護師	
A 226-02	緩和ケア診療加算	●	緩和ケア	◆平成22年3月29日:疑義解釈資料の送付について(その1)、別添1 医科診療報酬点数表関係、問52、医科-13 ■令和4年3月4日:基本診療科の施設基準等及びその届出に関する手続きの取り扱いについて(保医発0304第2号)、別添3 入院基本料等加算の施設基準等、第14 緩和ケア診療加算、1 緩和ケア診療加算に関する施設基準、99-101 □令和4年3月4日:診療報酬の算定方法の一部を改正する件(厚生労働省告示第54号)、別表第一 医科診療報酬点数表、第1章 基本診療科、第2部 入院料等、第2節 入院基本料等加算
		●	がん性疼痛看護	
		●	がん薬物療法看護/ がん化学療法看護	
		●	乳がん看護	
		●	がん放射線療法看護	
		○	がん看護	
A 226-04	小児緩和ケア診療加算	●	緩和ケア	□令和6年3月5日:診療報酬の算定方法の一部を改正する告示(厚生労働省告示第57号)、別表第一 医科診療報酬点数表、第1章 基本診療科、第2部 入院料等、第2節 入院基本料等加算 ■令和6年3月5日:基本診療科の施設基準等及びその届出に関する手続きの取り扱いについて(保医発0305第5号)、別添3 入院基本料等加算の施設基準等、第14の3 小児緩和ケア診療加算、1小児緩和ケア診療加算に関する施設基準、109 ◆令和6年5月31日:疑義解釈資料の送付について(その7)、別添1 医科診療報酬点数表関係、問4、医-2
		●	がん性疼痛看護	
		●	がん薬物療法看護/ がん化学療法看護	
		●	乳がん看護	
		●	がん放射線療法看護	
		○	がん看護	
A 230-04	精神科リエゾンチーム加算	●	認知症看護	□令和4年3月4日:診療報酬の算定方法の一部を改正する件(厚生労働省告示第54号)、別表第一 医科診療報酬点数表、第1章 基本診療科、第2部 入院料等、第2節 入院基本料等加算 ■令和4年3月4日:基本診療科の施設基準等及びその届出に関する手続きの取り扱いについて(保医発0304第2号)、別添3 入院基本料等加算の施設基準等、第17 精神科リエゾンチーム加算、1 精神科リエゾンチーム加算の施設基準、105-106 ◆令和4年3月31日:疑義解釈資料の送付について(その1)、医科診療報酬点数表関係、問71、医-21
		○	老人看護	
		○	精神看護	
A 233-02	栄養サポートチーム加算	●	摂食嚥下障害看護/ 摂食・嚥下障害看護	◆平成22年7月28日:疑義解釈資料の送付について(その6)、別添1 医科診療報酬点数表関係、問6、医科-2 □令和4年3月4日:診療報酬の算定方法の一部を改正する件(厚生労働省告示第54号)、別表第一 医科診療報酬点数表、第1章 基本診療科、第2部 入院料等、第2節 入院基本料等加算 ■令和4年3月4日:基本診療科の施設基準等及びその届出に関する手続きの取り扱いについて(保医発0304第2号)、別添3 入院基本料等加算の施設基準等、第19 栄養サポートチーム加算、1 栄養サポートチーム加算に関する施設基準、109-110 ◆令和4年3月31日:疑義解釈資料の送付について(その1)、医科診療報酬点数表関係、問74、医-22
		●	脳卒中看護/ 脳卒中リハビリテーション看護	

認定看護師・専門看護師教育における研修が算定要件に該当する診療報酬項目一覧

令和8年度診療報酬改定において、新たに追加となった項目は網掛けで記載しています。

○地域医療体制確保加算2

○心不全再入院予防継続管理料1、2

区分番号	診療報酬項目	研修要件該当		参考資料(厚生労働省発出) ◆認定看護師・専門看護師教育の研修が算定要件に該当する旨を示す資料 □診療報酬点数に関する資料 ■施設基準等に関する資料
		●認定看護師	○専門看護師	
A 234-02	感染対策向上加算1	●	感染管理	◆平成22年3月29日:疑義解釈資料の送付について(その1)、別添1 医科診療報酬点数表関係、問71、医科-18 □令和4年3月4日:診療報酬の算定方法の一部を改正する件(厚生労働省告示第54号)、別表第一 医科診療報酬点数表、第1章 基本診療科、第2部 入院料等、第2節 入院基本料等加算 ■令和4年3月4日:基本診療科の施設基準等及びその届出に関する手続きの取り扱いについて(保医発0304第2号)、別添3 入院基本料等加算の施設基準等、第21 感染対策向上加算1 の施設基準、113-114 ◆令和4年3月31日:疑義解釈資料の送付について(その1)、医科診療報酬点数表関係、問22、医-7
		○	感染症看護	
A 236	褥瘡ハイリスク患者ケア加算	●	皮膚・排泄ケア	◆平成18年3月31日:疑義解釈資料の送付について(その3)、問17、5 □令和4年3月4日:診療報酬の算定方法の一部を改正する件(厚生労働省告示第54号)、別表第一 医科診療報酬点数表、第1章 基本診療科、第2部 入院料等、第2節 入院基本料等加算 ■令和4年3月4日:基本診療科の施設基準等及びその届出に関する手続きの取り扱いについて(保医発0304第2号)、別添3 入院基本料等加算の施設基準等、第22 褥瘡ハイリスク患者ケア加算、1 褥瘡ハイリスク患者ケア加算に関する施設基準、123 ◆令和4年3月31日:疑義解釈資料の送付について(その1)、医科診療報酬点数表関係、問80、医-24
A 242	呼吸ケアチーム加算	●	集中ケア	□令和4年3月4日:診療報酬の算定方法の一部を改正する件(厚生労働省告示第54号)、別表第一 医科診療報酬点数表、第1章 基本診療科、第2部 入院料等、第2節 入院基本料等加算 ■令和4年3月4日:基本診療科の施設基準等及びその届出に関する手続きの取り扱いについて(保医発0304第2号)、別添3 入院基本料等加算の施設基準等、第26 呼吸ケアチーム加算、1 呼吸ケアチーム加算に関する施設基準、126 ◆令和4年3月31日:疑義解釈資料の送付について(その1)、医科診療報酬点数表関係、問86、医-25
		●	救急看護	
		●	クリティカルケア	
		●	新生児集中ケア	
		●	小児プライマリケア/ 小児救急看護	
		●	呼吸器疾患看護/ 慢性呼吸器疾患看護	
○	急性・重症患者看護			
A 242-2	術後疼痛管理チーム加算	●	手術看護	■令和4年3月4日:基本診療科の施設基準等及びその届出に関する手続きの取り扱いについて(保医発0304第2号)、別添3 入院基本料等加算の施設基準等、第26 の2術後疼痛管理チーム加算、1術後疼痛管理チーム加算に関する施設基準、126-127 ◆令和4年3月31日:疑義解釈資料の送付について(その1)、医科診療報酬点数表関係、問87、医-26

認定看護師・専門看護師教育における研修が算定要件に該当する診療報酬項目一覧

令和8年度診療報酬改定において、新たに追加となった項目は網掛けで記載しています。

- 地域医療体制確保加算2
- 心不全再入院予防継続管理料1、2

区分番号	診療報酬項目	研修要件該当		参考資料(厚生労働省発出) ◆認定看護師・専門看護師教育の研修が算定要件に該当する旨を示す資料 □診療報酬点数に関する資料 ■施設基準等に関する資料
		●認定看護師	○専門看護師	
A 247	認知症ケア加算1	●	認知症看護	◆平成28年3月31日:疑義解釈資料の送付について(その1)、別添1 医科診療報酬点数表関係、問68、19-20 □令和4年3月4日:診療報酬の算定方法の一部を改正する件(厚生労働省告示第54号)、別表第一 医科診療報酬点数表、第1章 基本診療科、第2部 入院料等、第2節 入院基本料等加算 ■令和4年3月4日:基本診療科の施設基準等及びその届出に関する手続きの取り扱いについて(保医発0304第2号)、別添3 入院基本料等加算の施設基準等、第26の6 認知症ケア加算、1 認知症ケア加算1の施設基準、136-137
		○	老人看護	
		○	精神看護	
A 247	認知症ケア加算2	●	認知症看護	◆令和2年3月31日:疑義解釈資料の送付について(その1)、別添1 医科診療報酬点数表関係、問36、医科-10 □令和4年3月4日:診療報酬の算定方法の一部を改正する件(厚生労働省告示第54号)、別表第一 医科診療報酬点数表、第1章 基本診療科、第2部 入院料等、第2節 入院基本料等加算 ■令和4年3月4日:基本診療科の施設基準等及びその届出に関する手続きの取り扱いについて(保医発0304第2号)、別添3 入院基本料等加算の施設基準等、第26の6 認知症ケア加算、2 認知症ケア加算2の施設基準、137-138
		○	老人看護	
		○	精神看護	
A 251	排尿自立支援加算	●	皮膚・排泄ケア	◆平成28年3月31日:疑義解釈資料の送付について(その1)、別添1 医科診療報酬点数表関係、問97、29 ◆令和2年3月31日:疑義解釈資料の送付について(その1)、別添1 医科診療報酬点数表関係、問45、医科-12 ※「脳卒中リハビリテーション看護」に関しては、以下の資料を参照ください。 平成30年5月9日(日本看護協会):平成30年度診療報酬改定に関するQ&A(その1)、Q10、3 https://www.nurse.or.jp/nursing/practice/housyu/pdf/2018/situmon2018.pdf □令和4年3月4日:診療報酬の算定方法の一部を改正する件(厚生労働省告示第54号)、別表第一 医科診療報酬点数表、第1章 基本診療科、第2部 入院料等、第2節 入院基本料等加算 ■令和4年3月4日:基本診療科の施設基準等及びその届出に関する手続きの取り扱いについて(保医発0304第2号)、別添3 入院基本料等加算の施設基準等、第26の9 排尿自立支援加算、1 排尿自立支援加算の施設基準、140-141 ※補足:脳卒中リハビリテーション看護認定看護師の算定要件について 日本看護協会より厚生労働省に以下を確認しています。(平成28年9月) ・平成28年度以降の脳卒中リハビリテーション看護認定看護師教育課程修了者は算定可能。 ・平成21年度~27年度の脳卒中リハビリテーション看護認定看護師教育課程修了者は「脳卒中リハビリテーション看護認定看護師教育課程 排尿自立支援に関するフォローアップ研修」の修了証と併せて算定可能。
		●	脳卒中看護/ 脳卒中リハビリテーション看護	
A 252	地域医療体制確保加算2	●	集中ケア	◆令和8年4月21日:疑義解釈資料の送付について(その4)、医科診療報酬点数表関係、問10、医4-5 □令和8年3月5日:診療報酬の算定方法の一部を改正する件(令和8年厚生労働省告示第69号)、別表第一 医科診療報酬点数表、第1章 基本診療科、第2部 入院料等、第2節 入院基本料等加算 ■令和8年3月5日:基本診療科の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(保医発0305第7号)、別添3入院基本料等加算の施設基準等、第26の10 地域医療体制確保加算、2地域医療体制確保加算2に関する施設基準、180-181
		●	救急看護	
		●	クリティカルケア	
		●	新生児集中ケア	
		●	小児プライマリケア/ 小児救急看護	
		○	急性・重症患者看護	

認定看護師・専門看護師教育における研修が算定要件に該当する診療報酬項目一覧

令和8年度診療報酬改定において、新たに追加となった項目は網掛けで記載しています。

○地域医療体制確保加算2

○心不全再入院予防継続管理料1、2

区分番号	診療報酬項目	研修要件該当		参考資料(厚生労働省発出)
		●認定看護師	○専門看護師	◆認定看護師・専門看護師教育の研修が算定要件に該当する旨を示す資料 □診療報酬点数に関する資料 ■施設基準等に関する資料
A 301	特定集中治療室管理料1	●	集中ケア	◆平成30年3月30日:疑義解釈資料の送付について(その1)、医科診療報酬点数表関係、問106、医科21-22 □令和4年3月4日:診療報酬の算定方法の一部を改正する件(厚生労働省告示第54号)、別表第一 医科診療報酬点数表、第1章 基本診療科、第2部 入院料等、第3節 特定入院料 ■令和4年3月4日:基本診療科の施設基準等及びその届出に関する手続きの取り扱いについて(保医発0304第2号)、別添4 特定入院料の施設基準等、第2 特定集中治療室管理料、1 特定集中治療室管理料1に関する施設基準、157 ◆令和4年3月31日:疑義解釈資料の送付について(その1)、医科診療報酬点数表関係、問98、医-29
		●	救急看護	
		●	クリティカルケア	
		●	新生児集中ケア	
		●	小児プライマリケア/ 小児救急看護	
		○	急性・重症患者看護	
	特定集中治療室管理料2	●	集中ケア	◆平成30年3月30日:疑義解釈資料の送付について(その1)、医科診療報酬点数表関係、問106、21-22 □令和4年3月4日:診療報酬の算定方法の一部を改正する件(厚生労働省告示第54号)、別表第一 医科診療報酬点数表、第1章 基本診療科、第2部 入院料等、第3節 特定入院料 ■令和4年3月4日:基本診療科の施設基準等及びその届出に関する手続きの取り扱いについて(保医発0304第2号)、別添4 特定入院料の施設基準等、第2 特定集中治療室管理料、2 特定集中治療室管理料2(広範囲熱傷特定集中治療管理料)に関する施設基準、158 ◆令和4年3月31日:疑義解釈資料の送付について(その1)、医科診療報酬点数表関係、問98、医-29
		●	救急看護	
		●	クリティカルケア	
		●	新生児集中ケア	
		●	小児プライマリケア/ 小児救急看護	
		○	急性・重症患者看護	
	特定集中治療室管理料5	●	集中ケア	□令和6年3月5日:診療報酬の算定方法の一部を改正する告示(厚生労働省告示第57号)、別表第一 医科診療報酬点数表、第1章 基本診療科、第2部 入院料等、第3節 特定入院料 ■令和6年3月5日:基本診療科の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(保医発0305第5号)、別添4 特定入院料の施設基準等、第2特定集中治療室管理料、特定集中治療室管理料5に関する施設基準、176 ◆令和4年3月31日:疑義解釈資料の送付について(その1)、医科診療報酬点数表関係、問98、医-29
		●	救急看護	
		●	クリティカルケア	
		●	新生児集中ケア	
		●	小児プライマリケア/ 小児救急看護	
		○	急性・重症患者看護	
	特定集中治療室管理料6	●	集中ケア	□令和6年3月5日:診療報酬の算定方法の一部を改正する告示(厚生労働省告示第57号)、別表第一 医科診療報酬点数表、第1章 基本診療科、第2部 入院料等、第3節 特定入院料 ■令和6年3月5日:基本診療科の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(保医発0305第5号)、別添4 特定入院料の施設基準等、第2特定集中治療室管理料、6特定集中治療室管理料6に関する施設基準、176 ◆令和4年3月31日:疑義解釈資料の送付について(その1)、医科診療報酬点数表関係、問98、医-29
		●	救急看護	
●		クリティカルケア		
●		新生児集中ケア		
●		小児プライマリケア/ 小児救急看護		
○		急性・重症患者看護		
特定集中治療室遠隔支援加算	●	集中ケア	□令和6年3月5日:診療報酬の算定方法の一部を改正する告示(厚生労働省告示第57号)、別表第一 医科診療報酬点数表、第1章 基本診療科、第2部 入院料等、第3節 特定入院料 ■令和6年3月5日:基本診療科の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(保医発0305第5号)、別添4 特定入院料の施設基準等、第2特定集中治療室管理料、12 特定集中治療室管理料「注7」に掲げる特定集中治療室遠隔支援加算の施設基準、179 ◆令和6年4月12日:疑義解釈資料の送付について(その2)、医科診療報酬点数表関係、問17、医-5	
	●	救急看護		
	●	クリティカルケア		
	○	急性・重症患者看護		

認定看護師・専門看護師教育における研修が算定要件に該当する診療報酬項目一覧

令和8年度診療報酬改定において、新たに追加となった項目は網掛けで記載しています。

○地域医療体制確保加算2

○心不全再入院予防継続管理料1、2

区分番号	診療報酬項目	研修要件該当		参考資料(厚生労働省発出) ◆認定看護師・専門看護師教育の研修が算定要件に該当する旨を示す資料 □診療報酬点数に関する資料 ■施設基準等に関する資料
		●認定看護師	○専門看護師	
A 300 A 301 A 301-2 A 301-3 A 301-4	早期離床・リハビリテーション加算	●	集中ケア	◆平成30年4月25日:疑義解釈資料の送付について(その3)、別添1 医科診療報酬点数表関係、問4、医科2 ◆平成30年3月30日:疑義解釈資料の送付について(その1)、別添1 医科診療報酬点数表関係、問106、医科21-22 □令和4年3月4日:診療報酬の算定方法の一部を改正する件(厚生労働省告示第54号)、別表第一 医科診療報酬点数表、第1章 基本診療科、第2部 入院料等、第3節 特定入院料 ■令和4年3月4日:基本診療科の施設基準等及びその届出に関する手続きの取り扱いについて(保医発0304第2号)、別添4 特定入院料の施設基準等、第2 特定集中治療室管理料、6 特定集中治療室管理料の「注4」に掲げる早期離床・リハビリテーション加算の施設基準、154 ◆令和4年3月31日:疑義解釈資料の送付について(その1)、医科診療報酬点数表関係、問100、医-30
		●	救急看護	
		●	クリティカルケア	
		●	新生児集中ケア	
		●	小児プライマリケア/ 小児救急看護	
		○	急性・重症患者看護	
A 300 A 301	重症患者対応体制強化加算	●	集中ケア	■令和4年3月4日:基本診療科の施設基準等及びその届出に関する手続きの取り扱いについて(保医発0304第2号)、別添4 特定入院料の施設基準等、第1 救命救急入院料1に関する施設基準、10救命救急入院料の「注11」に掲げる重症患者対応体制強化加算の施設基準、155 ◆令和4年3月31日:疑義解釈資料の送付について(その1)、医科診療報酬点数表関係、問107、医-32
		●	救急看護	
		●	クリティカルケア	
		●	新生児集中ケア	
		●	小児プライマリケア/ 小児救急看護	
		○	急性・重症患者看護	
B 001-20	糖尿病合併症管理料	●	糖尿病看護	◆平成20年5月9日:疑義解釈資料の送付について、別添1 医科診療報酬点数表関係、問24 ◆平成20年7月10日:疑義解釈資料の送付について(その3)、別添1 医科診療報酬点数表関係、問9 □令和4年3月4日:診療報酬の算定方法の一部を改正する件(厚生労働省告示第54号)、別表第一 医科診療報酬点数表、第2章 特掲診療科、第1部 医学管理等 ■令和4年3月4日:特掲診療科の施設基準等及びその届出に関する手続きの取り扱いについて(保医発0304第3号)、別添1 特掲診療科の施設基準等、第4 糖尿病合併症管理料、1 糖尿病合併症管理料に関する施設基準、41-42
		●	皮膚・排泄ケア	
		○	慢性疾患看護	
B 001-10	心不全再入院予防継続管理料1	●	心不全看護/ 慢性心不全看護	◆令和8年4月1日:疑義解釈資料の送付について(その2)、医科診療報酬点数表関係、問58、医-18 □令和8年4月1日:診療報酬の算定方法の一部を改正する件(令和8年厚生労働省告示第69号)別表第一 医科診療報酬点数表、第2章 特掲診療科、第1部 医学管理等、第1節 医学管理料等 ■令和8年3月5日:特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(保医発0305第7号)、別添1 特掲診療料の施設基準等、第7の3 心不全再入院予防継続管理料、1 心不全再入院予防継続管理料1及び2に関する施設基準、82-83
	心不全再入院予防継続管理料2	●	心不全看護/ 慢性心不全看護	

認定看護師・専門看護師教育における研修が算定要件に該当する診療報酬項目一覧

令和8年度診療報酬改定において、新たに追加となった項目は網掛けで記載しています。

○地域医療体制確保加算2

○心不全再入院予防継続管理料1、2

区分番号	診療報酬項目	研修要件該当		参考資料(厚生労働省発出) ◆認定看護師・専門看護師教育の研修が算定要件に該当する旨を示す資料 □診療報酬点数に関する資料 ■施設基準等に関する資料	
		●認定看護師	○専門看護師		
B 001-23	がん患者指導管理料イ	●	緩和ケア	◆平成22年3月29日:疑義解釈資料の送付について(その1)、別添1 医科診療報酬点数表関係、問93、医科-23 □令和4年3月4日:診療報酬の算定方法の一部を改正する件(厚生労働省告示第54号)、別表第一 医科診療報酬点数表、第2章 特掲診療科、第1部 医学管理等 ■令和4年3月4日:特掲診療科の施設基準等及びその届出に関する手続きの取り扱いについて(保医発0304第3号)、別添1 特掲診療科の施設基準等、第4の3 がん患者指導管理料、1 がん患者指導管理料イに関する施設基準、42-43	
		●	がん性疼痛看護		
		●	がん薬物療法看護/ がん化学療法看護		
		●	がん放射線療法看護		
		●	乳がん看護		
		●	摂食嚥下障害看護/ 摂食・嚥下障害看護		
		●	皮膚・排泄ケア		
		○	がん看護		
	○	精神看護			
	がん患者指導管理料ロ	●	緩和ケア		◆平成26年3月31日:疑義解釈資料の送付について(その1)、別添1 医科診療報酬点数表関係、問57、医科-13 ◆平成26年4月4日:疑義解釈資料の送付について(その2)、別添2 医科診療報酬点数表関係、問57 □令和4年3月4日:診療報酬の算定方法の一部を改正する件(厚生労働省告示第54号)、別表第一 医科診療報酬点数表、第2章 特掲診療科、第1部 医学管理等 ■令和4年3月4日:特掲診療科の施設基準等及びその届出に関する手続きの取り扱いについて(保医発0304第3号)、別添1 特掲診療科の施設基準等、第4の3 がん患者指導管理料、2 がん患者指導管理料ロに関する施設基準、43
		●	がん性疼痛看護		
		●	がん薬物療法看護/ がん化学療法看護		
		●	がん放射線療法看護		
		●	乳がん看護		
○		がん看護			
○	精神看護				

認定看護師・専門看護師教育における研修が算定要件に該当する診療報酬項目一覧

令和8年度診療報酬改定において、新たに追加となった項目は網掛けで記載しています。

○地域医療体制確保加算2

○心不全再入院予防継続管理料1、2

区分番号	診療報酬項目	研修要件該当		参考資料(厚生労働省発出) ◆認定看護師・専門看護師教育の研修が算定要件に該当する旨を示す資料 □診療報酬点数に関する資料 ■施設基準等に関する資料
		●認定看護師	○専門看護師	
B 001-24	外来緩和ケア管理料	●	緩和ケア	◆平成24年3月30日:疑義解釈資料の送付について(その1)、別添1 医科診療報酬点数表関係、問92、医科-23 □令和4年3月4日:診療報酬の算定方法の一部を改正する件(厚生労働省告示第54号)、別表第一 医科診療報酬点数表、第2章 特掲診療科、第1部 医学管理等 ■令和4年3月4日:特掲診療科の施設基準等及びその届出に関する手続きの取り扱いについて(保医発0304第3号)、別添1 特掲診療科の施設基準等、第4の4 外来緩和ケア管理料、1 外来緩和ケア管理料に関する施設基準、44-46
		●	がん性疼痛看護	
		●	がん薬物療法看護/ がん化学療法看護	
		●	乳がん看護	
		●	がん放射線療法看護	
		○	がん看護	
B 001-27	糖尿病透析予防指導管理料	●	糖尿病看護	◆平成24年3月30日:疑義解釈資料の送付について(その1)、別添1 医科診療報酬点数表関係、問100、医科-25 □令和4年3月4日:診療報酬の算定方法の一部を改正する件(厚生労働省告示第54号)、別表第一 医科診療報酬点数表、第2章 特掲診療科、第1部 医学管理等 ■令和4年3月4日:特掲診療科の施設基準等及びその届出に関する手続きの取り扱いについて(保医発0304第3号)、別添1 特掲診療科の施設基準等、第4の6 糖尿病透析予防指導管理料、1 糖尿病透析予防指導管理料に関する施設基準、48
		●	透析看護	
		○	慢性疾患看護	
B 005-9	外来排尿自立指導料	●	皮膚・排泄ケア	◆平成28年3月31日:疑義解釈資料の送付について(その1)、別添1 医科診療報酬点数表関係、問97、29 ◆令和2年3月31日:疑義解釈資料の送付について(その1)、別添1 医科診療報酬点数表関係、問84、医科-21 ※「脳卒中リハビリテーション看護」に関しては、以下の資料を参照ください。 平成30年5月9日(日本看護協会):平成30年度診療報酬改定に関するQ&A(その1)、Q10、3 https://www.nurse.or.jp/nursing/practice/housyu/pdf/2018/situmon2018.pdf □令和4年3月4日:診療報酬の算定方法の一部を改正する件(厚生労働省告示第54号)、別表第一 医科診療報酬点数表、第2章 特掲診療科、第1部 医学管理等 ■令和4年3月4日:特掲診療科の施設基準等及びその届出に関する手続きの取り扱いについて(保医発0304第3号)、別添1 特掲診療科の施設基準等、第11の3の3 外来排尿自立指導料、1 外来排尿自立指導料の施設基準、74-75 ※補足:脳卒中リハビリテーション看護認定看護師の算定要件について 日本看護協会より厚生労働省に以下を確認しています。(平成28年9月) ・平成28年度以降の脳卒中リハビリテーション看護認定看護師教育課程修了者は算定可能。 ・平成21年度~27年度の脳卒中リハビリテーション看護認定看護師教育課程修了者は「脳卒中リハビリテーション看護認定看護師教育課程 排尿自立支援に関するフォローアップ研修」の修了証と併せて算定可能。
		●	脳卒中看護/ 脳卒中リハビリテーション看護	

認定看護師・専門看護師教育における研修が算定要件に該当する診療報酬項目一覧

令和8年度診療報酬改定において、新たに追加となった項目は網掛けで記載しています。

○地域医療体制確保加算2

○心不全再入院予防継続管理料1、2

区分番号	診療報酬項目	研修要件該当		参考資料(厚生労働省発出) ◆認定看護師・専門看護師教育の研修が算定要件に該当する旨を示す資料 □診療報酬点数に関する資料 ■施設基準等に関する資料
		●認定看護師	○専門看護師	
C 004	重症患者搬送加算	●	集中ケア	■令和4年3月4日:特掲診療科の施設基準等及びその届出に関する手続きの取り扱いについて(保医発0304第3号)、別添1 特掲診療科の施設基準等、第16在宅がん医療総合診療科、第16の1の3 救急搬送診療料の注4に規定する重症患者搬送加算、94 ◆令和4年3月31日:疑義解釈資料の送付について(その1)、医科診療報酬点数表関係、問178、医-48-49
		●	救急看護	
		●	クリティカルケア	
		●	新生児集中ケア	
		●	小児プライマリケア/ 小児救急看護	
		○	急性・重症患者看護	
C 005	在宅患者訪問看護・指導料3 ※褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合	●	皮膚・排泄ケア	◆平成30年3月30日:疑義解釈資料の送付について(その1)、別添1 医科診療報酬点数表関係、問147、医科29-30 □令和4年3月4日:診療報酬の算定方法の一部を改正する件(厚生労働省告示第54号)、別表第一 医科診療報酬点数表、第2章 特掲診療科、第2部 在宅医療 ■令和4年3月4日:特掲診療科の施設基準等及びその届出に関する手続きの取り扱いについて(保医発0304第3号)、別添1 特掲診療科の施設基準等、第16の2 在宅患者訪問看護・指導料、1 在宅患者訪問看護・指導料の注2及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注2に関する施設基準、95
C 005-1-2	同一建物居住者訪問看護・指導料3 ※褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合			
C 005	在宅患者訪問看護・指導料3 ※悪性腫瘍の患者に対する緩和ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合	●	緩和ケア	◆平成24年3月30日:疑義解釈資料の送付について(その1)、別添5 訪問看護療養費関係、問2、訪問看護-1(※問1から問3及び問5から問16の取扱いについては、C005在宅患者訪問看護・指導料及びC005-1-2同一建物居住者訪問看護・指導料においても同様であること) □令和4年3月4日:診療報酬の算定方法の一部を改正する件(厚生労働省告示第54号)、別表第一 医科診療報酬点数表、第2章 特掲診療科、第2部 在宅医療 ■令和4年3月4日:特掲診療科の施設基準等及びその届出に関する手続きの取り扱いについて(保医発0304第3号)、別添1 特掲診療科の施設基準等、第16の2 在宅患者訪問看護・指導料、1 在宅患者訪問看護・指導料の注2及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注2に関する施設基準、95
		●	がん性疼痛看護	
		●	がん薬物療法看護/ がん化学療法看護	
		●	乳がん看護	
		●	がん放射線療法看護	
		○	がん看護	
C 005-1-2	同一建物居住者訪問看護・指導料3 ※悪性腫瘍の患者に対する緩和ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合	●	緩和ケア	
		●	がん性疼痛看護	
		●	がん薬物療法看護/ がん化学療法看護	
		●	乳がん看護	
		●	がん放射線療法看護	
		○	がん看護	

認定看護師・専門看護師教育における研修が算定要件に該当する診療報酬項目一覧

令和8年度診療報酬改定において、新たに追加となった項目は網掛けで記載しています。

○地域医療体制確保加算2

○心不全再入院予防継続管理料1、2

区分番号	診療報酬項目	研修要件該当		参考資料(厚生労働省発出)
		●認定看護師	○専門看護師	◆認定看護師・専門看護師教育の研修が算定要件に該当する旨を示す資料 □診療報酬点数に関する資料 ■施設基準等に関する資料
C 005	専門管理加算 褥瘡ケア	●	皮膚・排泄ケア	■令和4年3月4日:特掲診療科の施設基準等及びその届出に関する手続きの取り扱いについて(保医発0304第3号)、別添1 特掲診療科の施設基準等、第16の2 在宅患者訪問看護・指導料、3在宅患者訪問看護・指導料の注16(同一建物居住者訪問看護・指導料の注6の規定により準用する場合を含む)に規定する専門管理加算に関する施設基準、96 ◆令和4年3月31日:疑義解釈資料の送付について(その1)、訪問看護療養費関係、問4①、訪看-2
	専門管理加算 緩和ケア	●	緩和ケア	■令和4年3月4日:特掲診療科の施設基準等及びその届出に関する手続きの取り扱いについて(保医発0304第3号)、別添1 特掲診療科の施設基準等、第16の2 在宅患者訪問看護・指導料、3在宅患者訪問看護・指導料の注16(同一建物居住者訪問看護・指導料の注6の規定により準用する場合を含む)に規定する専門管理加算に関する施設基準、96 ◆令和4年3月31日:疑義解釈資料の送付について(その1)、訪問看護療養費関係、問4②、訪看-2
		●	乳がん看護	
		●	がん放射線療法看護	
●		がん薬物療法看護/ がん化学療法看護		
		○	がん看護	
	専門管理加算 人工肛門及び人工膀胱ケア	●	皮膚・排泄ケア	■令和4年3月4日:特掲診療科の施設基準等及びその届出に関する手続きの取り扱いについて(保医発0304第3号)、別添1 特掲診療科の施設基準等、第16の2 在宅患者訪問看護・指導料、3在宅患者訪問看護・指導料の注16(同一建物居住者訪問看護・指導料の注6の規定により準用する場合を含む)に規定する専門管理加算に関する施設基準、96 ◆令和4年3月31日:疑義解釈資料の送付について(その1)、訪問看護療養費関係、問4③、訪看-2
C 013	在宅患者訪問褥瘡管理指導料	●	皮膚・排泄ケア	◆平成26年3月31日:疑義解釈資料の送付について(その1)、別添1 医科診療報酬点数表関係、問66、医科-15 ◆平成26年4月4日:疑義解釈資料の送付について(その2)、別添2 医科診療報酬点数表関係、問66 □令和4年3月4日:診療報酬の算定方法の一部を改正する件(厚生労働省告示第54号)、別表第一 医科診療報酬点数表、第2章 特掲診療科、第2部 在宅医療 ■令和4年3月4日:特掲診療科の施設基準等及びその届出に関する手続きの取り扱いについて(保医発0304第3号)、別添1 特掲診療科の施設基準等、第16の4 在宅患者訪問看護管理指導料、1 在宅患者訪問看護管理指導料に関する施設基準、98-99
H 004	摂食嚥下機能回復体制加算1	●	摂食嚥下障害看護/ 摂食・嚥下障害看護	◆令和2年3月31日:疑義解釈資料の送付について(その1)、医科診療報酬点数表関係、問134、医科-33 □令和4年3月4日:診療報酬の算定方法の一部を改正する件(厚生労働省告示第54号)、別表第一 医科診療報酬点数表、第2章 特掲診療科、第7部 リハビリテーション ■令和4年3月4日:特掲診療科の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(保医発0304第3号)、別添1 特掲診療科の施設基準等、第45の2 摂食嚥下機能回復体制加算、1摂食嚥下機能回復体制加算に関する施設基準、159-160 ◆令和4年3月31日:疑義解釈資料の送付について(その1)、医科診療報酬点数表関係、問208、医-56
		●	脳卒中看護/ 脳卒中リハビリテーション看護	◆令和4年3月31日:疑義解釈資料の送付について(その1)、医科診療報酬点数表関係、問208、医-56
	摂食嚥下機能回復体制加算2	●	摂食嚥下障害看護/ 摂食・嚥下障害看護	◆令和2年3月31日:疑義解釈資料の送付について(その1)、医科診療報酬点数表関係、問134、医科-33 □令和4年3月4日:診療報酬の算定方法の一部を改正する件(厚生労働省告示第54号)、別表第一 医科診療報酬点数表、第2章 特掲診療科、第7部 リハビリテーション ■令和4年3月4日:特掲診療科の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(保医発0304第3号)、別添1 特掲診療科の施設基準等、第45の2 摂食嚥下機能回復体制加算、1摂食嚥下機能回復体制加算に関する施設基準、159-160 ◆令和4年3月31日:疑義解釈資料の送付について(その1)、医科診療報酬点数表関係、問208、医-56
		●	脳卒中看護/ 脳卒中リハビリテーション看護	◆令和4年3月31日:疑義解釈資料の送付について(その1)、医科診療報酬点数表関係、問208、医-56

認定看護師・専門看護師教育における研修が算定要件に該当する診療報酬項目一覧

令和8年度診療報酬改定において、新たに追加となった項目は網掛けで記載しています。

- 地域医療体制確保加算2
- 心不全再入院予防継続管理料1、2

区分番号	診療報酬項目	研修要件該当		参考資料(厚生労働省発出) ◆認定看護師・専門看護師教育の研修が算定要件に該当する旨を示す資料 □診療報酬点数に関する資料 ■施設基準等に関する資料
		●認定看護師	○専門看護師	
I 002	療養生活継続支援加算	●	認知症看護	■令和4年3月4日:特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(保医発0304第3号)、別添1 特掲診療料の施設基準等、第47の7 通院・在宅精神療法、3通院・在宅精神療法の療養生活環境整備指導加算の施設基準、171-172 ◆令和4年3月31日:疑義解釈資料の送付について(その1)、医科診療報酬点数表関係、問209、医-56-57
		○	老人看護	
		○	精神看護	
J 022-5	持続的難治性下痢便ドレナージ	●	皮膚・排泄ケア	◆平成24年3月30日:疑義解釈資料の送付について(その1)、別添1 医科診療報酬点数表関係、問164・165、医科-39 □令和4年3月4日:診療報酬の算定方法の一部を改正する件(厚生労働省告示第54号)、別表第一 医科診療報酬点数表、第2章 特掲診療科、第9部 処置、第1節 処置料 ■令和4年3月4日:診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について(保医発0304第1号)、別添1 第9部 処置、J022-5 持続的難治性下痢便ドレナージ、476-477
		●	集中ケア	
		●	救急看護	
		●	クリティカルケア	
J 043-3	ストーマ処置(ストーマ合併症加算)	●	皮膚・排泄ケア	◆令和6年3月28日疑義解釈資料の送付について(その1)別添1 医科診療報酬点数表関係、問211、医-56
K 939-3	人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算	●	皮膚・排泄ケア	◆平成24年3月30日:疑義解釈資料の送付について(その1)、別添1 医科診療報酬点数表関係、問171、医科-40 □令和4年3月4日:診療報酬の算定方法の一部を改正する件(厚生労働省告示第54号)、別表第一 医科診療報酬点数表、第2章 特掲診療科、第10部 手術、第3節 手術医療機器等加算 ■令和4年3月4日:特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(保医発0304第3号)、別添1 特掲診療料の施設基準等、第80の4 人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算、1 人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算に関する施設基準、272

※【横断的事項】令和3年1月19日:疑義解釈資料の送付について(その48)、別添 医科診療報酬点数表関係
問1「日本看護協会の認定看護師教育課程における以下の研修について、令和2年度以降、変更後の研修名及び教育内容による研修を修了した者については、従前の疑義解釈に示される各項目の研修に係る要件を満たしているとみなしてよいか。」
(答)よい。なお、従前の研修名及び教育内容による研修を修了した者についても、疑義解釈に示される各項目の研修に係る要件について引き続き満たされるものであること。